

第七章 海軍條約ノ起草

第一節 起草委員會議事經過

一、法律家起草分科會

主力艦比率ノ問題ハ佛ノ讓歩ニ依リ其決着ヲ見タルモ潛水艦ノ制限ニ關シテハ佛遂ニ屈セス到底其妥協ノ見込ナキヲ見ルヤ「ルート」ノ潛水艦ニ關スル提案トナリ海軍力制限問題ハ將ニ其重ナル實質上ノ論議ヲ終ツテ條約起草ノ時期ニ入リタリ

斯クテ「ヒューズ」ハ十二月下旬ノ總委員會ニ於ケル了解ニ基キ一方海軍分科會ヲ設ケテ代換廢棄等ノ問題ヲ研究セシムルト共ニ他方海軍條約起草ノ準備トシテ前ニ戰時法規分科會ニ議長タリシ米國國際法學者「ハーバード」大學教授「ウキルソン」氏ヲ通シテ同戰時法規分科會ニ出席セシ各國法律顧問ヲ招集シタリ（第二編第四章第二節戰時法規分科會ノ項參照）其第一回ハ十二月三十一日「ネービー、ビルディング」ニ開カレシモ我方ハ行違ノ爲出席セス一月一日「ウキルソン」立博士ヲ來訪シテ附錄第一號ノ如キ條約文案ノ概目ヲ示シタリ

第二回ハ一月四日之ヲ開キ

日本 立博士、杉村事務官

米 「ニルセン」「ウキルソン」「スコット」「アンダーソン」

英 「マルキン」

佛 「カムレル」「ドウシェーヌ」大佐

伊 「バリアノ」

出席附録第三號ノ米國案ヲ基礎トシテ審議ヲ開始シタルカ此會合ハ頗ル非公式ノモノニテ何等政府ヲ「コムミット」スルコトナキ了解ノ下ニ於テナセリ

第三回ハ一月七日午前海軍専門家ヲ參加セシメテ之ヲ開キ日、清河大佐、米「ブラット」少將、英「チャトフアルド」少將、佛「ドウシェーヌ」大佐參加セリ然ルニ同日午後ハ法律家海軍専門家聯合起草分科會ヲ開キ

日 加藤中將、立博士、清河大佐、上田大佐、杉村事務官

米 「ルーズベルト」海軍次官「クーンツ」大將、「ウキルソン」「ニルセン」

英 「ロード、リー」「チャトフアルド」少將「マルキン」「ドンヴィル」大佐

佛 「ドッボン」中將、「カムレル」「ドウシェーヌ」大佐

伊 「バリアノ」

出席次テ翌一月八日ニハ午前午後ニ涉リテ第四回第五回法律家起草分科會ヲ繼續之ニハ

日 立博士、清河大佐、杉村事務官

米 「クーンツ」大將、「ブラット」少將、「ウキルソン」「ニルセン」

英 「チャトフアルド」少將、「ドンヴィル」大佐「マルキン」

佛 「ドウシェーヌ」大佐

伊 「バリアノ」

出席ス第三回以後ノ起草分科會ニ於テハ米國原案ニ英國側ノ對案ヲ加ヘタル附録第四號ノ草案ヲ以テ討論ノ基礎トシタルカ五回ノ會合ノ結果附録第五號ノ如キ案ヲ脱稿シタリ

右果次ノ會議ニ於ケル討論ノ要點ハ第二節ニ於テ條約各條ノ説明ヲナスニ當リ之ヲ擧ケタルヲ以テ茲ニ贅セス唯議論ノ最モ旺ナリシ點ヲ述フレハ

一、主力艦ノ比率ヲ條約中ニ掲クルヤ否ヤノ問題

一、太平洋防備問題（本報告第五章參照）

一、條約改訂問題（條約第二十一條）

一、戰時ニ於ケル條約ノ效力（同第二十二條）

等ナリキ

二、首席全權起草委員會

一月八日ノ夜ニ入リテ脱稿セル條約草案ハ之ヲ五國首席全權ノミノ會合ニ於テ審查スルコトナリ一月十日午後（第一回）、一月十一日午前（第二回）、一月十一日午後（第三回）、一月十二日午前（第四回）、一月十三日午後（第五回）ノ五回ノ會合ニ於テ逐條的ニ研究ノ結果日英米間ニ意外ニモ重大ナル問題ヲ惹起シタル第十九條太平洋防備ニ關スル規定ヲ除キテハ一先ツ議了セリ議事ノ要點ハ第五章太平洋防備問題、及次節各條經過參照）

三、再ヒ法律家起草分科會

斯クテ海軍力制限ニ關スル條約案ハ專ラ太平洋防備問題ニ關スル日米英ノ了解ヲ待ツノミノ狀態ニ於テ完成セシカ各國法律家ニ於テ研究ノ結果尙微細ノ點ニ互リテ修正ヲ要スルモノ少カラス加之英文ト相並ンテ本條約ノ正文タルヘキ佛文起草ニ付テモ協議ノ必要アルニ依リ一月二十三日一月二十四日ノ兩日

日本 杉村事務官

米 「ニルセン」「ウキルソン」「スコット」「ヒューズ」提督（佛語ニ熟達シ且條約ニ關スル専門家トシテ知ラル

人） 外ニ書記一名

英 「マルキン」

佛 「カムレル」「デュブイ」

伊 「バリアノ」

ノ法律家會合シ種々修正ヲ試ミ之ヲ

十五人委員會
四、十五人委員會

翌二十五日首席全權及專門家ヨリ成ル十五人委員會ヲ開キ其ノ議ニ附ス當日ノ出席者左ノ如シ

日 加藤全權、上田大佐、杉村事務官

米 「ヒューズ」 「ルーズベルト」 「クリーンツ」

英 「バルフォア」 「ロードリー」 「チャットフィールド」 「マルキン」 「ハンケー」

佛 「ジュスラン」 「ドゥボン」 「デュブイ」

伊 「シャンツェー」 「アクトン」 「フガデオ」

此日討議ノ花ヲ咲カセタルハ第十一條ニシテ後段一萬噸ノ制限ヲ受ケサル艦船ノ何タルヤニ付テハ條文起草容易ナラス
主トシテ英米全權ノ間ニ議論ヲ闘ハシタリ（第二節第十一條ノ項參照）

又第十八條ノ討議ニ關聯シテ本條約實施前ト雖モ廢棄スヘキ軍艦ヲ他國ニ賣却セサルコトヲ締約國間ノ紳士協約トスヘ
シトノ議起リ一同異議ナク二月四日ノ公開ノ總會ニ於テ「ヒューズ」ヨリ之ヲ報告シ右ハ正式ニ會議議事録ニ登載セラル
ルコトナレリ（第二節第十八條ノ項參照）

一月二十五日十五人委員會ニ於テ決定セル條約案英佛文ヲ對照シ主トシテ佛文改訂ヲ目的トシテ一月二十七日再ヒ

日本 杉村事務官

英 「マルキン」

米 「ウエルソン」 「ニルセン」 「ヒューズ」 提督

佛 「カムレル」 「デュブイ」

伊 「バリアノ」 伯

ノ法律家集合 英文ノ不明瞭ナルモノニハ佛文ニ於テ之カ解釋の規定ヲ設クルコトノ了解ニテ佛文ヲ起草シタリ二者ノ
文體ニ甚シキ相異アルハ之カ爲ナリ（第二節第五條ノ項參照）

條約ノ完
成
五、條約ノ完成

一月三十日太平洋防備問題ニ關シ日米英間ノ了解成立セルヲ以テ再ヒ首席全權及專門家ヨリ成ル十五人委員會ヲ招集シ
テ第十九條ヲ形式のニ討議シ又第九條第十條ノ規定中四、七吋トアルハ米國海軍ニ於テハ四、七吋ノ大砲ナキヲ以テ五
吋ニ改メ度キ旨ヲ提議シ可決セラル

斯クテ完成セル海軍力制限ニ關スル條約案ハ一月三十一日軍備制限總委員會ニ附議シ二月一日公開ノ總會議ニ於テ採擇
セラレ二月六日「コンチネンタル、メモリアル」會館ニ於テ日英米佛伊五國全權ニ依リ調印セラレタリ